

「選挙人名簿管理システム等標準化検討会ワーキングチーム（WT）」
第8回議事概要

日時：令和4年2月25日（金）13：00～15：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

小島 勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会 代表理事
三浦 雄二	全国市区選挙管理委員会連合会 事務局長
田畑 裕紀	札幌市選挙管理委員会事務局 選挙係長
栗原 拓郎	前橋市選挙管理委員会事務局 主任
江森 涉	船橋市選挙管理委員会事務局 選挙係長
中山 善之	日野市選挙管理委員会事務局
大竹 芳弘	三条市総務部 情報管理課 課長補佐
若杉 泰之	富士市総務部 情報政策課 総括主幹
岩田 朋子	南国市選挙管理委員会事務局 主査
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC） 企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官
前田 みゆき	デジタル庁 プロジェクトマネージャー

久保 正義 構成員、木之瀬 義孝 構成員は欠席。

（総務省）

友井 泰範	総務省自治行政局選挙部 選挙課 理事官
中川 航輔	総務省自治行政局選挙部 選挙課 係長
若林 拓	総務省自治行政局選挙部 管理課 課長補佐
河野 祐二	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
船岡 悠太	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
柿原 翔吾	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
平元 彩音	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
田邊 佳菜	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官

【議事次第】

1. 論点の検討
2. その他

【意見交換（概要）】**■二重登録通知・照会について**

- 本市では、投票所において該当者が来場した際に、説明を可能とする観点から二重登録者を選挙人名簿に掲載している。対応方針のとおりで問題ないとする。
→二重登録通知受領者について、選挙人名簿へ掲載することとします。
- 二重登録通知・照会の手段について、LGWAN mail による照会も可能とする方針等で問題ないとする。
→本市では、個人情報を含んだメールを送信する場合には、上司の許可が必要となる。メール運用については、団体のセキュリティーポリシーに基づき、各々で検討されるべきと考える。
- 機能要件にて、メールで受領したデータを、選挙人名簿管理システムへ取り込む機能等について、例えば、メールで受領したデータを、転出日順や自治体コード順に並び替え、出力する等の機能があると便利であるとする。
→現時点では、当該機能を一律で定義することは難しいと考える。自治体情報セキュリティ対策の観点から、市区町村におけるネットワーク構成には三層の対策が講じられており、メールと業務システム間の情報授受については各団体の状況に差異があると想定されるため。
- メール運用を行う場合、LGWAN mail アドレスではなく、自治体のメールアドレスを通知・照会文書連絡先欄に記載することは可能であるか。LGWAN mail を操作できる端末は、場所や台数等に制限があるため、連絡先として LGWAN mail アドレスを使用することは不便であるとする。
→自治体のメールアドレスを通知・照会文書連絡先欄に記載することは可能。なお、前提条件として、自治体のメールアドレスを用いた運用が、自団体のセキュリティーポリシーに抵触していないことが求められる。
- 「通知」を主とする運用を採用するにあたって、通知期日を明確にすべきというかどうかについては、団体規模等に応じ、状況は様々であるため、一律の基準を設けることは困難であると想定される。投票所入場券のデータ作成後、速やかに通知を行う旨を周知させることで、一定の平準化を図ることができると考える。
 - ・照会を開始する時期を明確にしないことにより、これまでどおり、早い段階で照会を開始する団体も想定されるが、異論ない。
→二重登録通知・照会のスケジュールについて、投票所入場券のデータ作成後、速やかに通知を行うこととし、照会を開始する時期については、各団体の判断によることとする。

■投票所入場券（引き抜き）について

- 本市では、域内異動者の投票所入場券を引き抜いているため、当該機能は実装必須機能として定義されることが望ましい。ただし、他団体からの要望が少ない場合は、標準オプション機能としての定義でも許容可能である。
 - ・本市では、域内異動者の投票所入場券について、引き抜きを行っていない。実装必須機能としての定

義は不要である。

→域内異動者の投票所入場券の引き抜きに係る機能について、引き抜きを行っている団体は少数のため、標準オプション機能として定義する。

- 本市では、オーバー字（文字溢れ）となる者の投票所入場券の引き抜きを行っている。帰化者など、氏名の文字数が多い人の場合、既定の印字スペースに記載しきれないことがある。
 - ・本市では、文字溢れ対象者について、エラーリストに基づいて引き抜きを行っている。
 - ・本市では、外字対象者について、エラーリストに基づいて引き抜きを行っている。

→文字溢れ対象者および外字対象者は、引き抜き対象者には含まない想定。ただ、当該者についても把握するために、機能要件にて、文字超過リストおよび未登録外字リストを出力する機能を定義している。
- 転出後4ヶ月抹消者は、引き抜き対象者に該当するか。

→転出後4ヶ月抹消者は、投票所入場券の出力対象外として取り扱うことを考えている。
- 同一住所、同一世帯内に同姓同名者がいる場合、投票所入場券を引き抜いている。投票所入場券に記載されている内容のみでは、人物の区別がつかないため、名簿番号を補記する等の個別対応を行っている。

→同一住所、同一世帯内の同姓同名者については、「その他別送者」として対応し、EUC機能上にて、同姓同名者の抽出条件をプリセットする想定。
- 「引き抜き」の言葉の意味合いについて、「引き抜き」とは、投票所入場券を出力しないということか。もしくは、投票所入場券出力後、該当する投票所入場券をピックアップすることか。

→後者の意味合いになる。
- 本市では、紙資源節約の観点から、失権者の投票所入場券を出力していない。したがって、失権者は引き抜き対象者に該当しないと考える。投票所入場券出力後に復権した場合は、手作業で投票所入場券を作成し、送付している。

→引き抜きは、失権者を含めてすべて投票所入場券作成データの出力以後に生じた事由を対象としている。投票所入場券作成データは選挙時登録時点において投票資格を有する者が出力の対象となるため、データ出力以前に生じた事由については投票所入場券の出力対象外となる。
- 世帯封書単位で投票所入場券を送付する団体における、その他別送者に係る運用を確認したい。個人を選択し、別送者として指定した場合、別送対象者と同世帯の人の投票所入場券は、どのように取り扱われるか。

→別送対象者を除き、通常どおり世帯封書単位で投票所入場券を作成する想定。

■ 検察審査員候補予定者・裁判員候補予定者管理について

- 失権者の事前除外機能を実装している。
- 検察審査員候補予定者の選定区分は、群ごとの情報までは管理していない。

→候補予定者情報として管理している情報には、各団体で差異があると想定している。検察審査員候補予定者の選定区分（検察審査員（検察審査会、群ごと））の管理機能は、実装必須機能ではあるものの、実際に本機能を使用するか否かは各団体の判断に委ねられる。
- 候補予定者の異動一覧は、自動で出力される想定か。もしくは、職員が手動で出力する想定か。

→後者の運用を想定している。候補予定者の死亡等については、候補予定者情報の一覧画面にて、確認

が可能。一覧画面を確認の上、必要に応じて手動で異動一覧を出力する。

- 検察審査員候補予定者・裁判員候補予定者管理に係る機能については、今後、法務省へ照会を行う予定。

以上